

平成 30 年 12 月 17 日

安曇野市長 宮澤 宗弘 様

安曇野市上下水道事業経営審議会
会長 飯沼 良明

安曇野市水道事業における適正料金の在り方とその適用時期について（答申）

安曇野市の水道事業は、平成 17 年 10 月の町村合併により給水区域 132.75 km²を擁する水道事業となり、市民生活に必要不可欠な「飲料水」を提供するライフラインを運営しています。

一方、市の人口は平成 22 年頃をピークに減少に転じており、今後、水道にとっても給水人口や給水量が減少し続けることを意味しています。市水道ビジョンでは、このことを前提に水道水の供給のほか、老朽化施設の更新需要が増大することへの対応、耐震化の推進等の様々な施策を講じ、水道事業者として、「安全で良質な水道水を安定して供給する」責務を果たし、持続可能な水道事業経営に不断に取り組むとしています。

水道施設を維持管理し、また、災害に備えた施設の強靱化を進めていく財源は水道料金であり、清らかで良質な水をいつまでも供給するのに必要な収入を確保しなければなりません。

本審議会は、平成 29 年 12 月 22 日付け 29 経第 585 号で諮問のありました安曇野市水道事業における適正料金の在り方とその適用時期について慎重に審議した結果、次のとおり結論を得たので答申します。なお、留意されるべき事項を付帯意見として申し添えます。

1 水道事業の現状

(1) 水需要の状況

平成 29 年度の給水人口 97,118 人は、合併直後の平成 18 年度に比べ 957 人(約 1%)の減となっている一方、給水量 975 万 7 千 m³は平成 18 年度に比べ 203 万 2 千 m³ (約 17%) の減となっており、給水人口の減とともに水需要は大幅に減少しています。

今後の水需要についても、人口減少社会の到来やさらなる節水機器の普及により減少傾向が続くものと予想されます。

(2) 水道施設や管路の状況

本市では、施設の整備が主に昭和 40 年から 50 年代に行われていることから、多くの施設が今後、更新時期を迎えます。

配水管では、法定耐用年数とされている 40 年を経過している水道管路の延長が約 68.0 k m で全体の約 7 % を占め、今後、更新時期を迎えることになる 20 年以上経過している管路まで含めると全体の 55 % となり、更なる更新需要の増大が見込まれます。また、市全域の有収率は 80.3 % で類似団体平均値 87.9 % に対し低い数値を示しています。

施設の耐震化は、豊科地域の配水池で完了していますが、その他の地域は小規模配水池が多く点在しているため遅れています。

管路の耐震化は、更新を計画的に進めた結果、耐震適合性のある管路の割合は 78.8 % となっています。導水管や送水管など基幹管路と呼ばれる水道管においては 52 % の更新に留まっています。

(3) 経営の状況

平成 29 年度の収益的収支は、総収益 22 億円、総費用 18 億 4 千万円で純利益は 3 億 6 千万円でした。水道事業を運営する収入としては、受託工事収益などの収入もありますが、水道料金 17 億 4 千万円が大部分を占めています。水道料金収入は水需要の減少に伴い減少傾向で推移しています。支出は、維持管理費 6 億 5 千万円、減価償却費 10 億 3 千万円、支払利息 1 億 6 千万円で、収入と同様に減少傾向にあります。

資本的収支は、収入総額 7 千万円、支出総額 14 億円となり、差引 13 億 3 千万円の収入不足が生じましたが、不足する金額は、損益勘定留保資金や建設改良積立金の取り崩しなどで補てんしています。平成 29 年度は、過去に行った管路や施設の建設改良工事の資金に充てた企業債の残高が減少しました。

(4) 料金統一に向けた審議経過について

料金統一について、平成 18 年度の審議会では旧町村単位の事業間の料金格差が大きいため、料金統一化を目指すための調整方法の検討と、豊科事業の料金体系に合わせることを答申とし、平成 19 年度の審議会では今後 5 年を目安に料金統一制度の構築を要望しました。

平成 21 年度の審議会では、第 1 段階の基本料金の統一は平成 22 年 4 月に、第 2 段階の従量料金の統一は事業統合の認可取得に合わせて実施すべきと答申をし、市ではこれを受け、平成 22 年 4 月に基本料金の統一が実施されています。しかしながら、これまでの各地域の水道事業の運営状況の違いなどから、全地域を対象にした従量料金の統一は見送られてきました。

このような中、平成 29 年 3 月に市は新水道ビジョン（第 2 次計画）を策定し、水道事業が将来、置かれる事業環境や経営状況などを踏まえて、優先的に実施する必要性の高い事業の着実な推進を図ること、また、同時期に経営と管理の一体化を図ることを目的として、旧町村時代から引き継いだ 4 つの水道事業を統合し、「安曇野市水道事業」として国の認可を受けています。

今後の水道事業は、これまでの地域ごとに異なる実情や経営状況を踏まえつつ、全市的、総合的な視点で事業を進めていく必要があります。

2 水道事業の課題

(1) 水道施設や管路の老朽化・耐震化への対応

「安全で良質な水道水を安定して供給する」ためには、配水池などの水道施設や管路を適切に維持管理し、災害に備えることや耐震化を図ることが重要となります。また、管路の老朽化などにより発生する漏水対策も欠くことはできません。

今後、更に水道施設や管路の老朽化が進むことから、引き続き更新や耐震化を計画的に取り組む必要があります。

(2) 経営健全化に向けた対応

人口減少社会の到来や節水機器の普及などにより、水需要の減少が予測される中、市の責務として事業を継続していく必要があります。しかし、水道施設や管路の計画的な更新には、多大な費用がかかるため、投資の合理化やさらなる経営の効率化を前提に、世代間の負担公平化を図りつつ、利用者に適切な料金負担を求めるなど、その財源確保のための取り組みを進める必要があります。

(3) 不均一な料金の解消

本市の水道料金は、平成 29 年 3 月の事業統合後も不均一な従量料金体系となっています。同じ水道事業から供給される水を使用しながら、負担が異なることは公平性に問題があります。また、今後の施設整備や更新が実施されても健全な経営が確保できるように、適正な水道料金を設定していく必要があります。

(4) 人口減少社会に対応した新たな水道料金体系の構築

水道事業は、固定費が大部分を占める装置産業であるため、給水量の減少に事業費用が比例しない一方、給水量の減少は直接的に料金収入の減少につながります。水道施設や管路の更新、耐震化を計画的に進めるために必要な財源として、水需要が減少する中でも料金収入が大きく影響を受けにくい人口減少社会に対応した新たな料金体系を構築する必要があります。

3 答申事項

(1) 適正料金の在り方について

①料金の統一について

地域における様々な事由により料金が決定されてきたという個々の事情があり、水道料金の統一化について時間を要してきましたが、水道事業を統合した現在、料金格差を是正し、市内のどの地域でも水道料金を同一のものとする事は、水道使用者の負担の公平性の観点からも妥当であります。

②改定料金の設定の考え方

料金設定によって将来、急激な水道料金の引き上げを招くことがないようにしなければなりません。「安全でおいしい水の供給」と「安定した水道システムの確立」に必要な投資と維持管理を継続するために、現状の給水収益総額を確保することは重要であります。

現役世代と将来世代における負担の公平性を図ったうえで、今後も永続的に安定して水を供給するための財源を確保することも重要であります。

また、負担が急増するような改定は、住民生活や企業活動に大きな影響を及ぼすため、企業や一般家庭への負担を考慮し使用者が許容できる範囲で改定を行う配慮も必要であります。

今回の水道料金の見直しは、将来の料金体系を見据えた準備段階の改定と位置づけ、地域ごとの料金格差を解消することを目的とするべきです。

(2) 水道料金体系について

①答申する水道料金と適用時期について

[1 カ月につき 消費税抜]

用途	口径 (mm)	基本料金		従量料金 (1 m ³ につき)
		基本水量 (m ³ まで)	金額	
一般用	13	7	1,306 円	8～10 m ³ 40 円
	20		2,260 円	
	25		3,112 円	
	30		4,066 円	11～30 m ³ 162 円
	40		5,593 円	
	50		9,399 円	31 m ³ 以上 184 円
	75		18,927 円	
	100		33,214 円	
	150		66,547 円	
	150 を超えるもの		市長が別に定める	1 日の使用量が 1,500 m ³ を超える ものは市長が別 に定める
公衆 浴場用	20	200	8,195 円	41 円
	40		13,195 円	
臨時用	全口径	10	6,000 円	500 円
適用時期：2019 年 10 月 実施時期：豊科・堀金・明科地域－2020 年 1 月徴収分 穂高・三郷地域－2020 年 2 月徴収分				

②基本料金について

基本料金に含まれる基本水量を現行の 10 m³から 7 m³にします。現行の基本水量制は、水量 10 m³までを定額とすることで水の使用を促し、公衆衛生の向上と生活環境の改善を目的に設定されたものであります。しかし、基本水量の範囲内では使用量の多寡に関わらず水道料金が変わらないことから、節水をしても料金に反映されないなど、不公平感を感じている使用者もいます。

基本水量を一人当たりの使用水量と推計される 7 m³ までとする見直しは、貴重な水資源を大切に使うという節水に対するインセンティブを働かせるとともに、小口使用者の節水努力が報われることへの配慮であり妥当であります。

③従量料金について

基本水量を7 m³に見直すことに伴い、新たに8 m³から10 m³までの水量区画を設定し、1 m³当たりの単価を税抜き40円とすることにより、10 m³の料金は今までと同額になります。11 m³以上の水量区画については、明科地域の101 m³以上を吸収する形で現行の水量区画と同じであります。

一般家庭の大部分の使用水量は11 m³から30 m³までであり、需要実態に合った水量区画として、現行の水量区画を維持することは妥当であります。

④水道料金収入への影響について

平成29年度の使用水量を基に改定料金単価で水道料金収入を試算しますと基本水量の見直しにより757万円の減収となります。この減収幅は、料金収入全体に対する割合がごく小さく、支出側で経費削減が見込まれており水道ビジョンの財政計画を維持し、経営への影響はないと判断できることから、改定料金体系の単価設定は妥当であります。

[消費税抜]

改定後試算値	平成29年度実績値	差額
17億3474万円	17億4231万円	-757万円

4 付帯意見

(1) 情報提供

水道施設や管路の老朽化状況、耐震化の必要性、今後の費用及び経営状況等について、情報提供を通じて市民や事業者にも事業の理解を得るとともに、水道水の満足度が高められる事業運営を図っていくことを望みます。

(2) 経営努力

今後も水道施設の更新が見込まれる中、水道料金の適正化によって、使用者に相応の負担を求めることとなります。サービスの質を将来にわたり維持し、向上することは重要であり、更新財源の確保のために維持管理費用の一層のコスト削減に向けた対策を講じ、更なる経営の効率化による健全化に努めていただくことを望みます。

(3) 今後の水道料金体系の在り方について

①料金収入に占める基本料金の割合について

基本料金の構成比が高ければ、水需要の増減が影響されない料金体系となり、企業経営を安定的に行い易くなります。水量の多寡に関係なく経常的に発生する費用である固定費を、基本料金へ配分強化して回収するとともに、受益者負担の原則及び負担の公平性にも配慮した基本料金の見直しを望みます。

②基本水量について

基本水量制は、水道の普及期において基本料金に含まれる水量範囲を設定し、生活用水の確保と衛生環境の向上を目的として導入されています。現在では、その役割は終えており、基本水量制は廃止を望みます。

③逡増制料金体系について

現行の逡増制料金体系は、大口使用者に水道施設能力拡充等に伴う費用の負担を求め、生活用水の低廉化を図る仕組みであります。逡増度は他団体と比較しても高い設定となっておりますが、負担の公平性の観点からも見直しが必要であるため逡増度を緩和していくことを望みます。

④料金の見直し時期について

料金の安定性、期間的な負担の公平、原価把握の妥当性及び水道事業者の経営責任の面など諸々の要素を考慮し、経営状況の適切な管理を行うため、3年から5年程度を目安に料金の見直しについて検討されることを望みます。

おわりに

近年、水需要の減少や需要構造の変化など、経営環境の変化が急速に進んでおり、水道事業経営に大きな影響を与えつつあります。こうしたことは、全国の水道事業共通の課題であり、国の「新水道ビジョン」に示されているとおり、本市においても、経営の安定化、使用者間の負担の公平性及び逡増度の緩和の観点から、時代に即した料金の見直しが必要になってきています。

今後の水道事業は、「人口減少社会」、「使用者のライフスタイルの変化」など様々な社会情勢の変化に的確に対応することが求められるため、「安曇野市水道ビジョン」に掲げる「北アルプスと自然に育まれた豊かな水を安全で良質な水道水として安定的に供給する」水道事業の実現に向け、不断の努力で取り組まれることを望みます。